

第3回養豚農業の振興に関する基本方針について意見を聴く会 議事概要（委員指摘と回答・対応）

日時：平成27年3月18日 午後1時30分～4時30分

場所：農林水産省7階 共用第9会議室

出席者：別紙のとおり。

委員からの指摘	回 答 ・ 対 応
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1の（3）の基本的対応に「まず、規模拡大」と記載されており、大規模農場への傾注感がある。中小規模でも良いように記載すべき。</li> <li>● 1の（3）の「まず、規模拡大」の記載は、このままでよいと思う。小規模の現状維持で良いなら基本計画を定める必要はない。</li> </ul>	<p>（対応）→「養豚農業が直面する課題に対処するためには、まず規模拡大」という文章の「まず」を落とす。「規模拡大等」の後ろに「と、優良種豚の活用」と追記。「コスト低減」の後ろに「・販売力の強化」と追記。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1の（1）に記載された「輸入飼料への依存から脱却した」とは言い過ぎではないか。</li> </ul>	<p>（回答）1の（1）の養豚農業の振興の意義のところで、循環型社会の形成に寄与する可能性があるということで飼料用米やエコフィードなどの国内由来飼料の利用増進を図ることにより国内養豚農業の意義がある。まさにそれが養豚農業振興法を議員立法で作っていただいた意義。仰るとおり、養豚・養鶏については濃厚飼料8%だが、いま8%だから今後もそれで良いということは考えていない。</p> <p>例えば「配合飼料価格の高騰が畜産経営に及ぼす影響を緩和する」というように、当面、輸入飼料原料に頼らざるを得ないことはご指摘のとおりだが、そのために必要な対策は別途講じているので、1の（1）のメッセージ性と政策の報告性、理念と実体的方向性を混同しないよう、ご理解いただきたい。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2の（1）の③の種豚のことについては、遺伝子データの集積など、もう少し詳しく記載すべきではないか。全体的な文章のバランスから見て少ないと思う。</li> </ul>	<p>（回答）現在、家畜改良増殖目標の見直しを行っており、その中では、種豚の確保だけでなく、具体的な改良の方向性について、国、試験場、県、民間種豚場有機的に結びついて国産が特に弱い繁殖性などの形質を高めていくということで、改良増殖目標の中に広域的な評価を行うための体制づくりを強化するという事も合わせて書いている。</p> <p>優良種豚の確保と括られているので、全体を説明す</p>

	<p>ることにはなっていないかも知れないが、そこは別途改良増殖目標でより詳しく、また具体的な数値を明記して策定・公表していきたいと考えている。</p>
<p>● 2の(2)の④の養豚経営安定対策については、附帯決議のことも書くべきではないか。国と生産者の負担割合を3:1にするなど、具体的に書いて欲しい。</p>	<p>(回答) 附帯決議について、必ずしも国と生産者の拠出金の割合を見直すことや国の負担を大きくするといったことは書いていない。      そういったことを含めて積立金のあり方を検討となっているので、附帯決議から直ちに拠出割合の見直しということをするわけではない。      いつまでにこれを確実にやりなさいという立法機関や行政府に何らかの指示を出されたというものではなく、実現に万全を期していくべきで、その方向に向けしっかりと対応する。</p>
<p>● 養豚経営対策の基金は100億しかないが、豚価が下落したら、どうするのか。この文章でその対策まで読めるのか。</p>	<p>(回答) 将来的にどの程度価格下落があり、どの程度追加補填が必要かは予断できないが、過去の例でいえば豚価が下落して100億では足りなくなった場合、農畜産業振興機構の保有資金を用いて対応したこともあった。補正予算により国費を追加投入することによる対応も過去には行っている。今後も同じ扱いができないということはない。</p>
<p>● 3のエコフィールドについて、環境省の対応の説明にあったが、ガイドラインを作って自治体に周知して終わり、配って終わりでは困る。生産者団体等にも知らせ、ホームページから生産者がダウンロードできるようにしてほしい。</p>	<p>(回答) 周知のあり方について、HPからのダウンロードという具体的なご指摘もいただいたので、しっかりと受け止めて、通知を出しっぱなしということがないようにしたい。</p>
<p>● 豚肉のリサイクルルールについて記載してほしい。</p>	<p>(回答) 3の(2)の②のエコフィールドの認証制度の活用はそれを意識して盛り込まれている。また、2ページの②のブランド化等による販売力の強化の項目もあり、基本方針全体で一連の物なので、手段としてリサイクルルールを活用してブランド化をする。リサイクルルールとブランド化を切り離す物ではない。      また、7ページの5の(1)に国内由来飼料を利用した飼養方法について情報提供に努めるとあり、(2)にも情報提供とある。各所に主旨は盛り込まれていると承知している。</p>

<p>● 4の(2)の②は「耕畜連携の下での堆肥生産」ではなく、たい肥利用ではないか。</p>	<p>(回答) 修正する。</p>
<p>● 4の(3)は家畜保健衛生所の話だと思うが、県単位でソフトとハードの整備をするということか。</p>	<p>(回答) ここで想定しているガイドラインは、国で少なくとも全国的に備えるべき水準での作成を目指すことを考えている。勿論、県単位やることもあるがまずは国レベルでのガイドライン作成を目指していく。</p>
<p>● 5の(1)の3段落目は、「おいしい豚づくり」ではなく、「おいしい豚肉づくり」ではないか。</p>	<p>(回答) 修正する。</p>
<p>● (全体について) 農家戸数の減少の歯止めや、再生産できる農業などの言葉を希望。</p>	<p>(回答) 「再生産」については、確かに戸数が減少して生産基盤が減少しているので、それを再生産可能にすることはもちろんベースとしてはあるが、この基本方針の書き方は、養豚農業振興法を踏まえ、足腰の強い養豚農業の確立を目指すという表現で記述している。  様々な表現がある中、法律の主旨も見た上で一番適当ではないかという表現で記述している。再生産が必要という思いはあるが、その表現を入れなくてもその思いは受け止めて書いている。</p>
<p>● (全体について) 畜産クラスターについて、畜産クラスター事業の事を言っているのか、それともそれだけでできた「クラスター」という集合体の事を言っているのか。</p>	<p>(回答) クラスター事業とクラスターを明確に識別している訳ではないが、畜産クラスター事業を26年補正、27年度当初などで行った施設整備や機械リースに対する助成に限っているわけではない。  助成が行かなくても協議会を作って、国の関与があるなしにかかわらず、クラスター計画を実際に進めているところが実際にある。そういう取組も含めて畜産クラスターと言っている。</p>

## 第3回「養豚農業の振興に関する基本方針について意見を聴く会」出席者リスト

## 委員

全国食肉センター協議会	常務理事	大杉 祐一
株式会社 シムコ	取締役	岡村 寛
生活協同組合連合会コープネット事業連合生鮮調達管理部	畜産担当次長	小川 明彦(欠席)
JA全農畜産生産部	次長	神谷 誠治
鹿児島県経済農業協同組合連合会	養豚事業部長	久木田 春一
岩手県農林水産部畜産課	総括課長	小岩 一幸(欠席)
一般社団法人日本養豚協会	会長	志澤 勝
株式会社日本フードエコロジーセンター	代表取締役	高橋 巧一
群馬県農政部畜産課	(課長) 畜産環境係 主任	(野呂 明弘) 代理: 浦野 義雄
財団法人 畜産環境整備機構	参与	羽賀 清典

## 事務局

農林水産省 生産局 畜産企画課	課長	水野 政義
農林水産省 生産局 畜産企画課	畜産生産情報分析官	櫻井 保
農林水産省 生産局 畜産企画課	畜産環境・経営安定対策室長	伊藤 和夫
農林水産省 生産局 畜産振興課	飼料需給対策室長	三野 敏克
農林水産省 生産局 畜産振興課	畜産技術室長	渡辺 裕一郎
農林水産省 生産局 食肉鶏卵課	食肉需給対策室長	頼田 勝見
農林水産省 生産局 畜産振興課	課長補佐(飼料生産振興班担当)	松本 賢英
農林水産省 消費・安全局 動物衛生課	課長補佐(防疫企画班担当)	大倉 達洋